

所有権移転登記請求書

平成 年 月 日

鹿屋市長 様

請求者（買受人）住 所

氏 名

印

不動産登記法第115条の規定により、下記のとおり所有権移転登記を請求します。

公 売 公 告 番 号	第 号	売 却 区 分 番 号	第 号
公 売 財 産 の 表 示	----- -----		
公 売 代 金	円（平成 年 月 日納付済）		
登録免許税課税標準価格	円	登録免許税相当額	円
添 付 書 類	公売財産売却決定通知書		1 通
	住民票写し（商業登記簿抄本）		1 通
	固定資産税台帳登録証明書		1 通
	登録免許税納付済証明書および同控		通
	印 紙	円	内 訳
			円 枚
			円 枚
			円 枚

* 不動産登記法第115条 官庁又は公署は、公売処分をした場合において、登記権利者の請求があったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を登記所に囑託しなければならない。

- 一 公売処分による権利の移転の登記
- 二 公売処分により消滅した権利の登記の抹消
- 三 滞納処分に関する差押えの登記の抹消

注意 1 登録免許税の納付について

(1) 登録免許税の課税標準となる不動産価格は、当該不動産の登記を所掌する法務局（出張所）で聴取してください。

法務局で聴取した価格が固定資産課税台帳に登録された不動産の価格の場合は、所轄の市役所等において、固定資産税課税台帳登録事項証明書の交付を受けて登記請求書に添付してください。

(2) 登録免許税は、不動産価格の1000分の20で、100円未満を切り捨てた金額（算出税額が1,000円未満の場合は1,000円）となります。

(3) 登録免許税は、所轄法務局（出張所）内の派出の銀行で現金納付できる法務局があります。この場合は現金納付をして、登録免許税納付済領収書を登記請求書に添付してください。

注意 2 所有権移転登記の請求は、すみやかにこの請求書により請求してください。